

## 障がい者差別の解消に向けて



平成28年4月に施行された障害者差別解消法に基づいて、県では障がい者による理由とする差別の解消に対応するため、障害者差別地域相談員を市町村に1人以上配置しています。笛吹市には4人の相談員がおり、「不当な差別的取り扱い」や「合理的配慮の不提供」に関する相談を受け付けています。

## 「不当な差別的取り扱い」とは

正当な理由もなく、障がいがあるというだけでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障がいのない人にはない条件をつけたりすることです。

## ▼不当な差別的取り扱いの例

○飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していただくことを理由に断られた。

○アパートを探していたとき、不動産業者から、「障がいがある場合は保証人をもう1人つけるように」と条件をつけられた。

## 「合理的配慮の不提供」とは

障がいのある人から何らかの配慮を求められたときに、必要かつ合理的な配慮をしないことです。

## ▼合理的配慮の不提供の例

○視覚障がいがあるため、申込書類の代筆をお願いしたら、申し込みを断られた。

○災害時の避難所で、聴覚障がいがあることを伝えていたが、音声以外での情報提供がされなかった。

障がいの種類はさまざまで個人差があり、必要な配慮や対応も一人一人に異なります。どのような配慮が必要かは、障がい者とのコミュニケーションによって分かるものです。障がいのある人もない人も一歩を踏み出し、お互いに話し合いながら、障がいのあるなしに関わらず暮らしやすい笛吹市を目指しましょう。

毎年、12月3日から9日までの1週間は「障害者週間」です。



## ■問合せ先

障がい者基幹相談支援センター

☎055(262)1274